

入札公告

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第75条の規定に基づき公告する。

平成30年1月10日

伊賀市長 岡本 栄

<b>1 一般競争入札に付する事項</b>	
(1) (契約番号)	(4291000309)
工 事 名	平成29年災 24-54 上井手井堰復旧工事
(2) 工 事 場 所	伊賀市 妙楽地 地内
(3) 工 事 概 要	復旧延長 L=16.0m ブロック積工 A=96m <sup>2</sup> 小口止工 N=3基 練石積工 A=11m <sup>2</sup> 護床ブロック据付工 N=33個 取壊工 V=5.3m <sup>3</sup> 仮設工 N=1式
(4) 工 事 期 間	契約の日から 平成30年3月28日まで
(5) 工 事 担 当 課	産業振興部 農村整備課
<b>2 参加資格に関する事項</b>	
(1) 建設業の許可等	建設業の許可:特定又は一般、住所要件:市内
(2) 業種及びランク	業種:土木一式、ランク:A・B・C
(3) 完成工事高又は 工事施工実績	完成工事高(平均) 5,000,000円 以上、又は国、特殊法人等若しくは地方公共団体発注の、平成14年度以降完成の土木一式工事で元請(共同企業体の場合は構成員でも可)として請負契約金額が1件あたり3,500,000円以上の施工実績を有する者(※履行が確認できる証明書等により民間実績も認めることがあります。)
(4) 技術者の配置	現場代理人 常駐配置できる者 主任技術者又は監理技術者 発注業種に係る、国家資格者(一級、二級)又は実務経験者
(5) そ の 他	① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者 ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による上記業種についての許可を有する者 ③ 経営事項審査の審査基準日が、平成28年6月30日以降である者 ④ 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者 ⑤ (4)技術者の配置 の項目に関する資格審査は、落札候補者決定後に行う
<b>3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項</b>	
(1) 添 付 書 類	履行実績書(施工実績により申請を行う者のみ)
(2) 提 出 期 間	本公告の日から 平成30年1月16日(火)午後4時30分まで
(3) 提 出 場 所	上野ふれあいプラザ2階 伊賀市総務部契約監理課(持参により提出)
(4) 設計図書等の閲覧	本公告の日から 入札日の前日まで、伊賀市ホームページに掲載する。
(5) 質問受付期間	本公告の日から 平成30年1月16日(火)午後4時30分まで
(6) 質問の回答	平成30年1月18日(木)から契約監理課で閲覧及び伊賀市ホームページに掲載する。
<b>4 入札参加者の決定及び入札に関する事項</b>	
(1) 参加資格の可否	参加確認申請書と添付書類等を審査のうえ決定し、資格無しのみFAX及び郵送により通知する。当該通知は、1月18日(木)までに行う。
(2) 入札(開札)日時	平成30年1月30日(火) 午前10時30分
(3) 入札(開札)場所	上野ふれあいプラザ2階 入札室
(4) 入 札 方 法	郵便による入札(一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による)
(5) 提 出 期 限	平成30年1月29日(月) 必着
(6) 提 出 先	〒518-8799 日本郵便株式会社三重上野郵便局留 伊賀市総務部契約監理課 行
(7) 予定価格(税込み)	10,879,920円
(8) 最低制限価格	有(予定価格の10分の9から10分の7の範囲内で設定)
(9) 入 札 保 証 金	免除
(10) 契約保証金	伊賀市会計規則第99条の規定による。
(11) 入 札 の 無 効	伊賀市会計規則第81条の規定に該当する入札は無効とする。
(12) 入 札 の 中 止	伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項の規定による。
<b>5 支払い条件</b>	
(1) 前 払 金	あり(契約金額の4/10以内の額)
(2) 中 間 前 払 金	あり(契約金額の2/10以内の額)
<b>6 その他</b>	
(1) 納税証明書等(未納税額のない:入札日から起算して6か月以内のもの)の提示がないと、当該入札には参加できない。	
(2) 当該入札に際し、工事費内訳書(入札金額の算出の根拠となる見積書)の提出を求めます。なお、提出のない者の入札は無効とする。提出する内訳書は、表紙及びNo.1~No.3とする。	
特 記 事 項	本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。 落札候補者の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日(伊賀市の休日を定める条例(平成16年条例第2号)に規定する休日を除く)の午後4時30分までに、配置予定技術者届及び最新の経営規模等評価結果通知書(写)を提出すること。 工期については、平成30年3月議会により繰越明許費の議決が得られた場合は、契約日から延長するものとする。(全体工期90日間)